

平成25年度 第2回 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

(第2回障害者計画策定合同会議) 議事要旨

日 時	平成25年9月24日(火) 10時～12時00分
場 所	東大阪市役所 18階研修室
出席者	<p>(専門分科会)</p> <p>松端委員(議長)・勝山委員・坂本委員・田中委員・宮田委員</p> <p>(東大阪市自立支援協議会委員)</p> <p>岡井委員・楠委員・高見委員・湯村委員</p> <p>(東大阪市こころの健康推進連絡協議会委員)</p> <p>安藤委員・高取委員・辻本委員・三好委員</p> <p>(東大阪市障害者計画等策定懇話会公募委員)</p> <p>地村委員(副議長)・伊藤委員・永松委員・松永委員・檜尾委員</p> <p>(事務局)</p> <p>障害者支援室：橋本・高橋・竹山・菅原・脇本・斉藤</p> <p>福祉企画課：大引</p> <p>子ども見守り課：西島</p> <p>健康づくり課：高品</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者アンケート調査結果について ・ 障害者計画施策体系案について ・ その他
議事要旨	<p>○事務局</p> <p>開会の言葉</p> <p>案件1 障害者アンケート調査結果について</p> <p>○事務局</p> <p>(アンケート調査結果について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間は平成25年7月25日から8月9日まで(8月26日に回収したものまでを集計) ・ 3,000人の送付に対して1,420名から回答を回収。回収率は47.3%。 <p>○議長</p> <p>就労に関しての間で「仕事をしたくない」の回答が最も高くなっていますね。特に、身体障害の方は23.1%で平均(20.3%)より高いですし、特定疾患医療受給の方も25.5%で平均より高いですね。理由は今回の調査ではわからないということですが、障害の程度や、年齢などもあるかもしれませんね。</p> <p>○事務局</p> <p>今回、1,400人余りの方からご回答いただきましたが、そのうち65歳以上の方</p>

は 46.3%になりますので、年齢的なものが要因として大きいのではないかと思います。18 歳～64 歳での前回との比較については、「仕事をしたくない」を選択された方の比率は下がっていますので、結構年齢的なものが要因として大きいのではないかと思います。

○委員

「発達障害の診断」についてですが、「発達障害の診断は受けていない」が 51.2%と過半数ですが、これは調査の対象者から考えるとなんらかの手帳・医療証を持っていない方については拾われていないとみてよろしいでしょうか。

○議長

発達障害の方は市として特定できないので対象者としては抽出していないのですよね。現行上、把握の方法がないのでしょうかということですね。

○事務局

そのとおり。

○委員

アンケート対象者をランダムに選ぶと、コミュニケーションに音声言語以外の手段が必要な方が少なくなるのでは。

○事務局

聴覚障害のある方は、身体障害者手帳をお持ちの方の中でも多くはありませんので、当然割合的には低くなると思います。ただし、我々も困っておられる状況を把握しにくく、当事者の方も伝えにくい状況であるとは思っており、定期的に意見交換などをしております。また、この会議にも、委員を含め障害当事者の方、あるいはご家族の方に入っていて、そのあたりのご意見を出していただいて、施策に反映していきたいと思っております。

○委員

精神障害で制度利用がほとんどできない、使えないという方が多いようです。精神障害の人たちの社会復帰や社会参画ということで、生活様式にどのような方法を考えるのか、あるいは支援をする方法を考えるのか、というのは非常に大きなテーマだと思います。

○議長

精神障害の方を地域でどうしたらいいのか、ということも計画のひとつのポイントになるかと思います。

案件 2 障害者計画施策体系案について

○事務局

(障害者計画施策体系案について説明)

・「1 計画策定にあたっての趣旨」

平成 16 年度に策定した計画を平成 20 年度に改定し「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を基本理念

とし障害者施策の推進に努めてきた。障害者自立支援法（障害者総合支援法）による障害福祉サービスの利用者数も年々増加し地域生活の支援についてサービスの広がりが出てきている。国の動向や市民のニーズをふまえつつ、現計画が今年度末で終了することから、新しい計画を策定し、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、社会が障害当事者を受け止めて合理的な配慮が広がるよう、引き続き障害者施策の一層の推進を図るものとする。

・「2 計画期間」

平成 26 年度から 32 年度までの 7 年間

・「3 法的根拠と近年の関連法制度の状況」

・「4 計画の対象」

障害者基本法第 2 条で定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「障害者」には障害児も含める。

・「5 計画の性格・位置づけ」

本計画は東大阪市第 2 次総合計画の障害者施策の計画にあたる。障害者施策の方向性を示すものとして国の障害者基本計画や第 4 次大阪府障がい者計画があり、本市の主な関連計画としては地域福祉計画や次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などがある。障害福祉計画は障害福祉サービス等の数値目標やそれを達成するための手だてについての計画でこの計画の下位の計画。

・「6 策定体制」

庁外の委員によるこの合同会議と庁内組織として福祉推進委員会を設置。
市民アンケート調査の実施。

（第 1 章～第 7 章・資料編について説明）

・第 1 章「啓発・交流の促進と尊厳の保持」

障害者についての啓発・交流を行うだけでなく、障害のあるなしにかかわらず等しく基本的な人権を有する個人として尊重されるものであるとの理念から「尊厳の保持」を章名に追加。

第 1 章の施策体系は、啓発や交流といったことに加え、障害者基本法の改正や新しく制定された法律をふまえ「障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止」「虐待防止対策の充実」を追加。

・第 2 章「地域での生活支援の充実」

権利擁護については第 1 章に移したが、療育センターの通園機能、診療機能の充実、高井田障害者センターの機能も併せて障害児から成人までのライフステージに応じた支援を行う新拠点施設の建設についての項目として「ライフステージに応じ

た一貫した支援体制の構築」を追加。

・第3章「生活環境の整備の促進」

具体的な事業について障害者基本法で手話が言語と規定されたことや東日本大震災をふまえた記載をしなければならないと考えている。

・第4章「教育・療育の充実」

余暇活動や社会参加についての項目を追加。

・第5章「雇用・就労支援の充実」

「職場での障害者理解の促進」「職業相談に関する支援」「職場定着や再チャレンジを支える仕組みの充実」をそれぞれ追加。

・第6章「保健・医療の充実」

・第7章「推進体制」

社会的障壁の除去や合理的配慮を社会全体としてどう取り組むのかを描く必要があることなどから新たに項目設定。

○議長

施策体系案として、全部で7章で、第7章の「推進体制」を新たに追加したということですね。1章から6章では、調査結果あるいはこれからの取組み的な部分を、新たに追加したり一部を変更したりしています。

○委員

外出のニーズ、ガイドヘルパーのニーズが非常に高いけれども、なかなかガイドヘルパーが利用制限がついていて当事者にとっては利用しにくいものになっています。市町村のみの課題となってしまうので、国との連携・情報の共有も大きなテーマですが、ネックになっています。

それから、地域で暮らすためにはやはりグループホームやケアホームです。

あるいは、いわゆる累犯、犯罪を犯した人を受け入れるための仕組みです。これもやはりお金だけではないけれども、お金がないから先へ進まないということがあります。

財源が乏しいけれどもなんとか工夫して、こういった社会資源を増やしていく。議長もおっしゃっているように、実際に社会資源を増大しないと、障害者が地域で暮らすのは不可能です。特に社会的障壁の除去という新しく基本法の内容に加えられた点について、東大阪市では社会的障壁がどの程度除去されているのか、残っている課題は何なのか、といった分析をもう少し進めていただきたいと思います。

それから最後ですが、障害者の就労支援について、頑張ってはいただいていると思いますが、なんといっても就労支援システムです。障害者と企業との間に立ってマッチングする支援者、いわゆるジョブコーチや就労支援ワーカーといった人たちが増えないと、企業に障害者を理解せよといっても、なかなか先に進みません。特に精神や発達障害の人たちの就労はそんなに簡単に進むものではありません。

○議長

財源の問題もあるので、あまりニーズがあるとは言いにくい面もあるのでしょうが、たとえばガイドヘルパーや社会的障壁の除去といった課題はあるので、課題は課題としてきっちりとオープンにして、今回の計画ではその中でこの部分に対応しますということをはっきり出せるようにするということだと思います。

もう一点は、就労支援に関しては、ご本人と職場とをつなぐ、あるいは仕事に就いてから定着をサポートするといった、就労支援ワーカーやジョブコーチの役割が重要なので、そういったことを具体的に記載してほしいということですね。

○委員

まず、「虐待防止対策の充実」というところで、障害者虐待の防止だけではなく、養護者に対する支援として研修会や家族支援のグループワークなどの対策も入れると良いかと思います。

災害のところですが、国の方ではこれまでは要援護者というのは手上げ方式だったのですが、今はそうではなくて市町村が必要な人にはしなければならぬと定められているわけですから、これをどのように変えていくのかは考えねばならないと思います。

新たに追加された「余暇活動や社会参加の取り組みの充実」のところですが、これは障害のある児童には放課後や休日についてアンケートをとっていますが、障害者にはとっていないわけですね。でも私たちからすればとても大事なことだと思います。

○委員

災害時要援護者名簿の登録の仕方について教えていただきたいです。これは毎年登録するようなかたちなのか、あるいは一度登録申請しておく、その方がそこに住んでいる限りずっと続いていくものなのでしょうか。どのような理由で数が減っているということなのかわかりません。

○事務局

災害時要援護者台帳については、一度登録されたら、転居や亡くならない限りはずっと登録しています。減っていることについては、いちばん初めの平成 20 年に登録したときに、全件に送付して登録しました。それ以降については、障害の方でいうと、新たに手帳を持たれた方については、登録について説明しています。そこでなかなか十分に伝えきれていません。件数自体が減っているのは、単純に亡くなられている方が多いと分析しています。これまで市政だよりにて広く周知を図ってまいりましたが、まず真に必要な方がおられると思いますので、ケアマネージャーから直接に声をかけてもらうというかたちでも周知しています。実際に登録の数も東日本大震災から増えていますので、関心は持っておられるようです。普及について今後も課題としていきます。

○委員

第 7 章「推進体制」に関する部分についてです。市民全体を含めて社会を変えていくということを計画のひとつとして挙げられていますが、啓蒙していただくだけではな

くて、たとえば市民ボランティアなどを含めて、市民も意識変革を起こすような、そういう仕組みを作っていただきたいということがまずひとつです。財源の問題もありますが、財源をどうこうするというようなことではなく、社会全体を変えていくような試みとして目標を設定していただきたいです。

それから、もうひとつは、市民から障害者への支援もありますが、障害者同士で支援しあうということにも力を入れていただきたいと思います。精神障害者については、厚生労働省がピアの力という障害者同士の力を受け入れるということに着目し始めています。精神障害や発達障害の人たちの中に、助け合いたいと思っている方がかなりおられるようなのでそういうところにも注目して、市民の力やピアの力を活用していただきたいと思います。

○委員

コミュニケーションの面について興味があります。国連では、条約で手話は言語ということになりました。総合支援法の中でも意思疎通支援という名前が変わって、手話通訳だけでなく総合的に、筆記通訳や、もう・ろうの方の触手話や、知的障害の方への簡単な支援など、色々なコミュニケーションの面について保障が必要だと思えます。

コミュニケーションというのはどんな方にとっても大切だと思います。コミュニケーションを守ってもらえるのかどうか、相談をする場合のコミュニケーションの保障はどうか、地域とのおつきあいについてのコミュニケーションが守られるのか、会社に就職した場合のコミュニケーションの問題など、そういったことの項目があれば良いと思います。

○議長

コミュニケーションに関しては、第2章の「地域での生活支援の充実」の中に、コミュニケーション支援を項目として入れたほうがよいということですね。今回の法律にも意思疎通支援ということがありますし、それから相談支援にも関係しますが、知的障害や発達障害、精神障害の方についての意思決定支援ということがあります。本人の意思を読み取るとか、本人の考えを明確にするのをサポートすることです。従来の「自己決定」だと明確な意思を持っていてその決定を支援することでしたが、「意思決定」という非常に広い概念を使うようにしていますので、コミュニケーション支援とからめて、意思決定支援、それから意思疎通の支援といったことも入れたほうがよいかと思えます。

○委員

第2章、精神障害者と発達障害者における相談ということについてです。生活の不安というところで、精神障害者ではかなり高い数値が出ています。発達障害者では「障害や病気のために意思をうまく伝えられない」が36.6%で最も多く、そして「どこに相談したらいいかわからない(相談できる場所の情報がない)」が35.2%という高い数値になっていると思います。ここに明記されているように、精神障害者や発達障害者における、相談場所の認知や状況の問題というのが挙げられている

と思います。

発達障害に特化した相談事業所が必要ではないかと思います。手帳や医療証をお持ちでなくサービスにつなげることができない障害者がかなりの割合でおられると思います。そういう方々のための相談窓口というのを、看板を上げて周知していないと、その方々への支援サービスが埋もれてしまうのではないのでしょうか。

「発達障害児（者）施策の推進」というところで、東大阪市として府よりも早く発達障害児やひきこもり対策をしてきた、ということがあります。発達障害児（者）に対する施策は5年になりますが、なかなか施策に反映されないところがあると思います。「ライフステージに応じた一貫した支援対策の構築」というのは必要性を感じます。ぜひ、精神障害者や発達障害者に特化した相談・支援事業所が必要であるということを考えていただきたいと思います。

○議長

今の相談支援は障害の種類を問わない方向ですが、発達障害の人たちが相談しやすいように看板を上げる必要があるということですね。東大阪市には発達障がい者支援センターのような独自のものはないのでですか。大阪府にはありますよね。

○事務局

各相談支援事業所や、療育センターのほうでは、発達障害のある子どもさんについての相談を受けるなどしています。トータルに相談を受けるという府にあるセンター的なものはありません。

○議長

相談機関なり療育施設なりで発達障害についての相談を受けられるということイメージしておくだけでもだいぶ違いますよね。発達障害の生きづらさを抱えている方が、どこに相談に行けばよいのかということがわからないということであれば、今回の計画ではせめてそれぐらいは明示してもよいかもしれません。

○委員

地域移行についてですが、ここ数年間で自立支援協議会では、精神障害者の地域移行について、部会・分科会で検討を続けてきました。そのなかで必要な支援として、体験居室型のショートステイ事業というモデル事業に昨年から取り組み、成果を上げています。その点についても、まだ事業化・政策化はされていませんが、触れていただきたいと思います。

それから、第5章の就労のところに関してですが、就労を支援する支援者の方々が障害者の就労支援については重要なキーを担っていると思います。就労支援者がそれぞれの障害の特性を理解して、就労支援をして、職場につないでいく、という就労支援のあり方は非常に重要だと思います。就労支援にたずさわる方については、障害特性をきっちりと理解しておくということは触れていただいたほうがよいと思います。

それから、新たな追加項目として「職業相談に関する支援」について「発達アセスメントシート等の活用」ということが出ていますが、就労支援においては、この

アセスメントがかなり重要だと思っています。アセスメントの重要性、あるいは何らかのツールの利用、ということに触れていただきたいと思います。

○議長

計画によっては、ユニークな取組みなどをコラムなどで紹介しています。計画を作るときに、そのような先進的であったり、ユニークであったり、あるいは有効性が認められるような東大阪市内の取組みを、少し写真やイラストでコラムとして紹介する記載があると、読みやすいということもあるでしょう。政策を紹介したいということもあるでしょうから、そのあたりを工夫していただきたいと思います。

○委員

ピア・カウンセリングという制度についてですが、単に何でも相談せよということではなく、やはり相談を充実させるためには知識とスキルがないと実際には対応できません。行政がある程度コーディネートするかたちでの仕組みを作らないと、当事者に任せているだけでは支援システムは充実しないと思います。

○事務局

(閉会の言葉)